

参考資料

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

・第400回 令和5年2月9日開催

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第400回）

- 日時：令和5年2月9日（木）午後4時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監

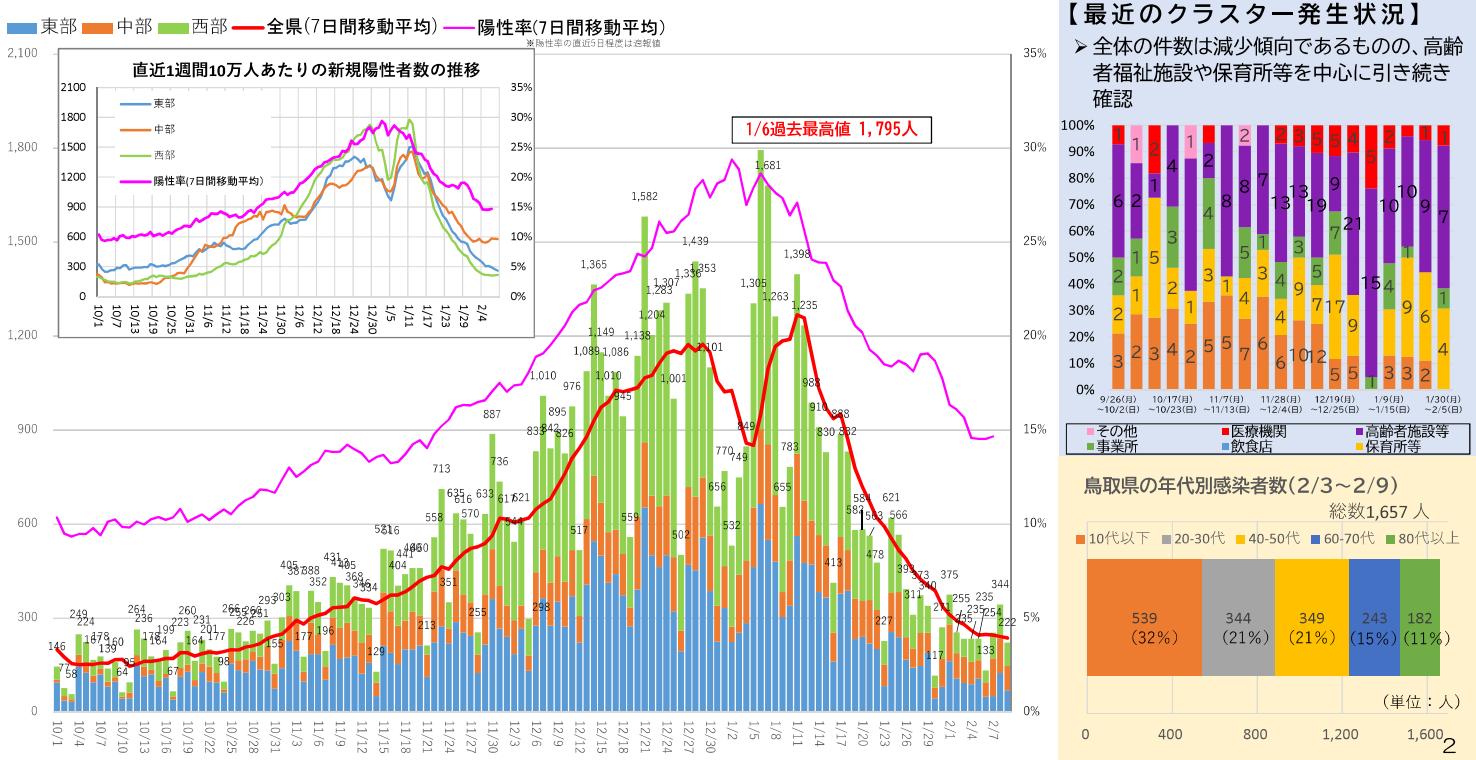
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、福祉保健部、教育委員会
(テレビ会議参加)

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）

- 議題：
- （1）県内の感染状況について
- （2）その他

1

鳥取県の新型コロナウイルス感染症新規陽性者数の推移等



県内におけるオミクロン新系統の発生状況

○県内は、従来からのBA.5系統(BA.5.2、BA.5.2.1、BF.5等)の割合が減少

○より免疫逃避能があると指摘されている新系統(BN.1系統、BQ.1系統、BF.7系統等)の割合が増加傾向

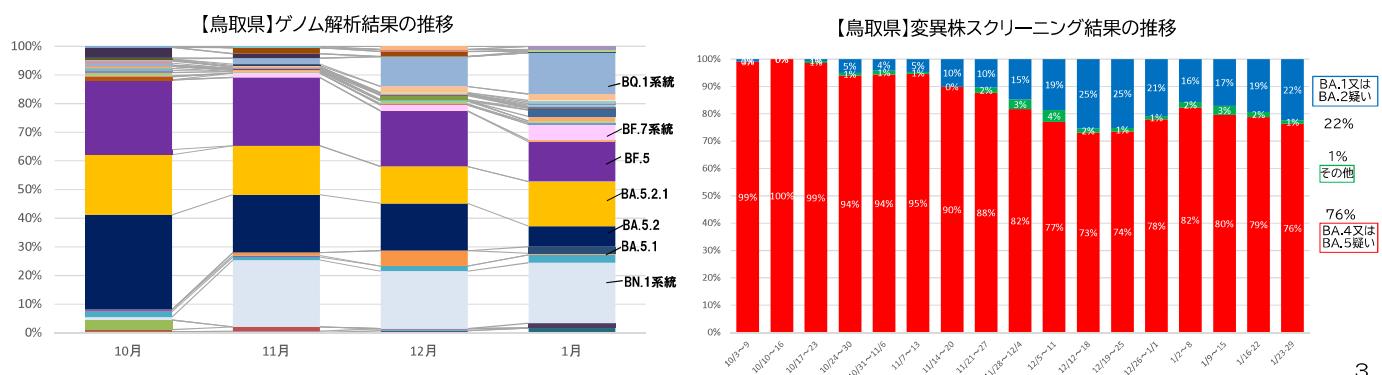
・「BN.1系統(BA.2.75系統)」が11月以降増加:10月3件→11月45件→12月56件→1月38件

・「BQ.1系統(BA.5.3系統)」が12月以降増加:11月4件→12月29件→1月26件

・「BF.7系統(BA.5.2.1系統)」も増加傾向:11月3件(東3)→12月以降16件(東8、中4、西4)

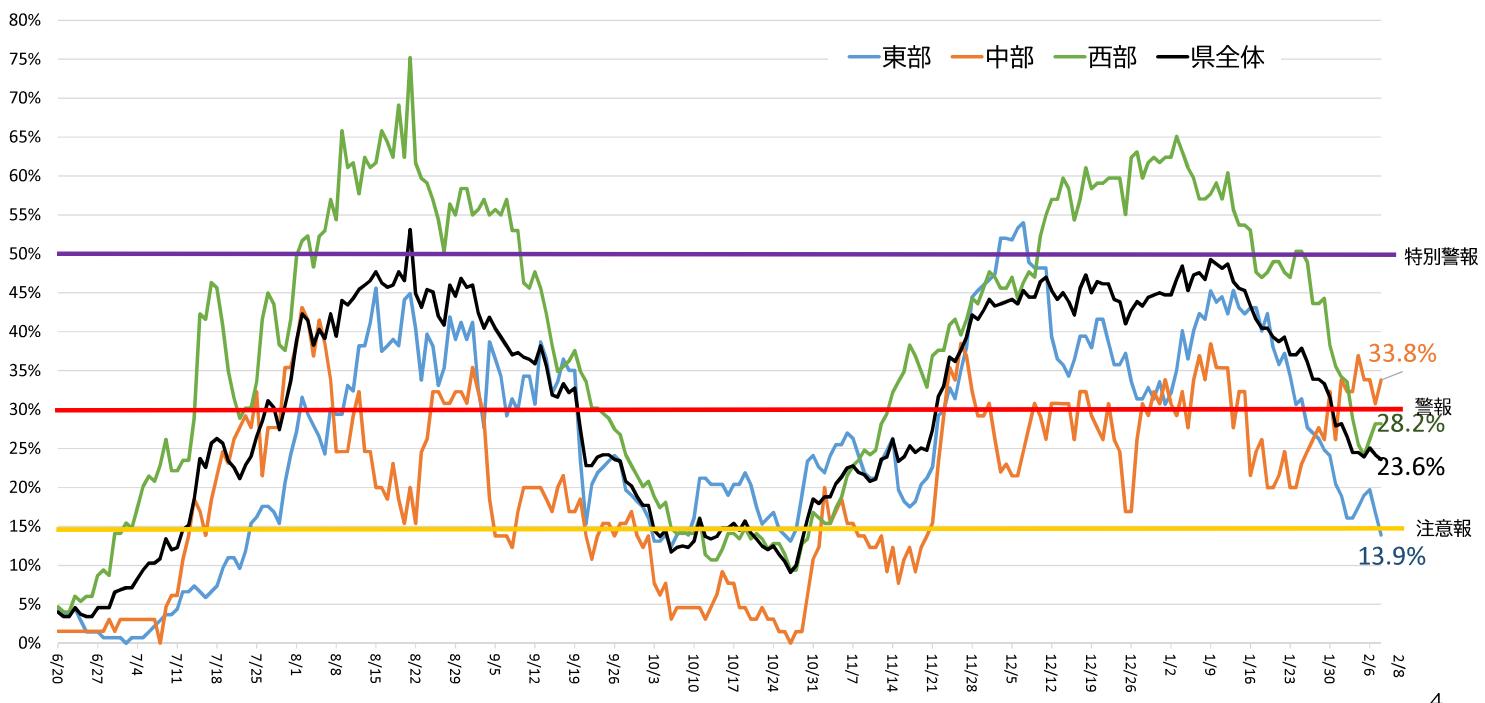
・「XBB系統」(XBB.1、XBB.1.5等:BA.2.10系統とBA.2.75系統の組換え体)は11月に1件(XBB.1)確認以降検出なし

・変異株スクリーニング検査は12月以降、L452R陰性(BA.2系統疑い)が2割前後で推移



3

病床使用率の推移



4

鳥取方式「新医療体制」の検討

(1) 医療提供

- 5/7までは感染状況を踏まえ可変的に病床確保を継続(病床数を本来分と自院分とで確保)
 - 5/8以降は、今後国が示す具体的な方針を踏まえて対応
- 5/8以降も幅広い医療機関で新型コロナの外来診療・入院治療が可能な医療体制へと段階的に拡充
 - 患者受け入れに必要な設備整備を推進(知事会を通じて国の財政措置を強力に要請)
 - 個人防護具等の感染対策の支援を一定期間継続

(2) 宿泊療養

- 利用実態を踏まえ、宿泊療養施設を段階的に縮小
 - ・ 現行6施設→3月末に3施設(各地区1施設ずつ)
 - ⇒ 国の制度の検討に従い5/7に運用終了も視野
 - ・ 併設の臨時の医療施設については、必要性を考慮し継続の要否を検討
 - ・ 5/8以降は在宅療養者の症状悪化時等の健康相談窓口を設置

圏域	東部	中部	西部
現在	2施設 (176室)	1施設 (29室)	3施設 (243室)
R5.4.1	1施設 (88室)	1施設 (29室)	1施設 (104室)
R5.5.8		運用終了も	

(3) 相談受付体制

- 5/8以降は在宅療養者や発熱患者等はかかりつけ医へ相談・受診
- 相談先に迷う場合等(かかりつけ医が無いなど)の相談体制を5/8以降も継続
- 上記の体制整備に当たり、医師会等との意見交換や医療機関への意向調査など、円滑な移行に向けた準備を進めていく

受診相談センターの機能を拡充し
「新型コロナ健康相談センター(仮)」
を新たに設置

5

クラスター対策条例の改正検討

厚生労働省の専門家部会において、

「国民の生命及び健康に重大なおそれがある状態とは考えられないことから、
新型インフルエンザ等感染症に該当しない」ものと指摘され、

公衆衛生上緊急の対応を要する危険のある感染症ではなくなりつつある。



【改正方針】

5月8日の分類見直しを待たずに、まん延防止のための各種措置(施設の使用停止、公表、勧告)を行う必要性はなくなったと考えられる場合は、クラスター対策を発動しない。

(再び強毒性の感染症となり、公衆衛生上、緊急の対応が必要と判断される場合は、再適用する。)

6

鳥取方式「新クラスター対策」の検討

- 県は、5/8の分類見直しを待たず、まん延防止のための各種措置（施設の使用停止、公表、勧告）を行う必要性はなくなったと考えられる場合は、従前のクラスター対策を発動せず、発生施設の特性に応じたクラスター対策を行う
※再び強毒性の感染症となり、公衆衛生上、緊急の対応が必要と判断される場合は、再適用する。

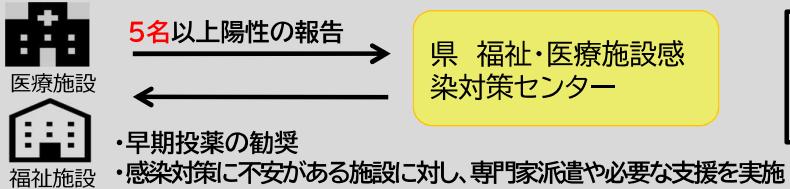
(2月議会にクラスター対策条例改正案を上程予定)

【今後のクラスター対策】

■ 社会福祉施設、医療機関

重症化リスクのある者が入所等している施設における感染拡大防止対策は重要

⇒ 引き続き県に感染対策センターを設置



県への報告:陽性者1名以上→5名以上
専門家等による現地指導:必須→施設の希望
専門家等による改善確認:必須→施設の希望

■ 保育所、学校等

これまでのクラスター発生の経験や県の指導・助言などにより、各施設の感染対策のノウハウもできつつある

⇒ 引き続き各施設での感染拡大防止対策を講じていただき、市町村とも協力しながら必要な助言、検査支援を行う。

■ 施設従事者へのPCR検査支援拡充(10/10補助) ⇒ 当面3/31まで継続

7

ワクチン接種

厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会(2/8)の概要

- 令和5年度に行う接種については、重症者を減らすことを第一の目的とし、重症化リスクが高い者を対象とするが、それ以外の全ての者に対しても接種の機会を確保することが望ましい。
- 小児及び乳幼児については、接種できる期間が短かったことから、当面、現在の接種を行うべきである。
- 幅広い抗原に対する免疫を獲得するためにも、現在従来型ワクチンを用いている初回接種や小児・乳幼児の接種についても、オミクロン株対応2価ワクチンに早急に切り替えていくことが望ましい。
- 秋冬に次の接種を行うべきである。
- 秋冬に使用するワクチンについて検討を進め、令和5年度早期に結論を得るべきである。

⇒ 3月開催の予防接種・ワクチン分科会において、対象者や時期、費用負担の在り方等について議論され、最終決定される。

○3月末まで県・市町村ともに接種体制を継続し、希望される方が速やかに接種できる体制を確保

<県の接種体制>

※トリニティモール、新日本海新聞社、保健事業団、倉吉シティホテル、イオンモール日吉津、米子しんまち天満屋

※地域や学校での要請に応え、ワクチンバスによる機動的な会場も設営

○4月以降は、国の方針を踏まえた上で、市町村・医療機関と連携して体制を構築

※小児・乳幼児接種については、4月以降も継続の見込み

○従来型ワクチンからオミクロン株対応2価ワクチンへの切替えについては、国の方針が出次第早急に対応

○秋冬の接種については、来年度に示される国の方針を踏まえた上で対応

当面の取組

以下の取組を実施し、接種を加速化

- 文化施設、スポーツ施設、公園等でのコンサートやイベント開催に合わせ「PRキャラバン」を派遣し、乳幼児・小児含め広くワクチン接種を呼びかけ
鳥取砂丘こどもの国(2/12)、ヤマタスポーツパーク(2/18)、倉吉交流プラザ(2/23) など
- 市町村や小児科医会と共同で小児の集団接種会場を特別開設、他地域への横展開も実施
琴浦町役場(2/12)、三朝町総合文化ホール(2/26)
- 学校や企業へのワクチンバス派遣の強化
倉吉西高(2/17) ※これまで9校で実施済、未実施校についても引き続き実施を調整
- 保育所での保護者向け出前説明会の開催
鳥取こども園(2/16,17,21) ほか



8

学校の式典でのマスク着用の考え方

厚生労働省アドバイザリーボード(令和5年2月8日)

- 学校で皆がマスクを着用すること(ユニバーサルマスキング)により、感染リスクを減らす効果が報告されている。
- 一方で、一生に一度の行事である卒業式や入学式等の式典では、マスクを外して参加したいという気持ちも理解できる。
- 地域における流行が落ち着いた状況下では、卒業式や入学式等の式典において、参列者がマスクを着用しなくてもよいこととすることも考慮されうる。その際は、以下の事項に配慮し、式典の参列者が納得のうえで参加することが望まれる。

- 体調に不安がある者は参加を控えること
- 参列者同士の距離を空けること
- 会場の十分な換気を確保すること
- 近くで会話するような機会を慎むこと
- マスク着用・不着用について本人の意思を尊重すること



<本県の対応方針>

- 今後、文部科学省から発出される通知の内容を斟酌しながら、地域・学校の状況や場面に応じた対応について検討し、来週を目途に県教育委員会としての方針を示す予定

(検討のポイント)学校の規模、感染リスクの高い児童・生徒への配慮、大学や高校入試への対応 等

9

無料検査(PCR検査等)を活用しましょう

○無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。

○現在、県内118ヶ所の無料検査所において検査実施中です。

お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。

※東部:48ヶ所、中部:28ヶ所、西部:42ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載

※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)

○無料検査期間を**令和5年3月31日まで延長しますのでご活用ください。**

感染拡大傾向時の一般検査事業

⇒鳥取県民を対象とした無料検査

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



※なお、本県の独自施策として実施中の、県外者を対象とした無料検査は令和5年2月28日で終了します。県外の方は、お住まいの都道府県での検査をお願いします。

10

特措法第24条第9項に基づく要請

(地域:県内全域、期間R5.2.9~3.31)

県内の感染や医療の状況は、改善傾向にありますが、依然として、新規陽性者数が高いレベルで推移していますので、引き続き、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

■家庭内や友人など近しい人との交流でも感染対策の徹底を

- ・距離が確保できない場合や会話を行う場合など場面に応じたマスクの着用
- ・感染リスクを下げるため、密を避けて人ととの距離の確保(2m程度)
- ・寒くてもエアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- ・感染、重症化、後遺症予防のため、できるだけ速やかにワクチン接種

■お出かけの際は、感染対策のレベルアップを

- ・県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検

※無料検査期間は3月31日(金)まで延長

- ・送別会などの会食の際は、マスク会食を徹底
- ・人ごみなど密な場所への立ち入り時には特に注意
- ・症状がある場合は、出勤や登校を控えるとともに、必要に応じ医療機関を受診

11

「鳥取県版 新型コロナ警報」(2月9日現在)

県中部地区に「警報」、県東部・西部地区に「注意報」を発令しています。

オミクロンの様々な新規系統が確認され、感染が続いている。今一度感染対策の確認、徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	2/9~
中部地区	警報	11/27~
西部地区	注意報	2/9~

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(2/8)> 東部(13.9 %)、中部(33.8 %)、西部(28.2 %)

⇒依然として、新規陽性者数が高いレベルで推移していることから、県中部地区は「警報」を継続、県東部地区は「注意報」を発令します。

12

県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出中

県中部地区において、人口10万人・週あたりの新規陽性者数が500人を超えることから、「感染拡大警戒情報」を発出しています。

県東部・西部地区においては、新規陽性者数が引き続き高い水準となっていることから、「感染拡大警戒情報」を継続しています。

高齢者施設や保育所等を中心に引き続き集団感染が続いている。

換気やマスクの着用、密を避けるなど、より一層の感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 <small>注意:200人超/週 警戒:500人超/週 厳重警戒:1,000人超/週</small>
東部地区	感染拡大警戒情報	1/23～	260.1人/週
中部地区	感染拡大警戒情報	1/23～	577.7人/週
西部地区	感染拡大警戒情報	1/23～	217.7人/週

13

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

いずれの判断指標も「レベル2」の水準未満となっているものの、県中部地区において感染拡大傾向が見られること、また、県西部地区で最大確保病床使用率が高い水準で推移していることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベル2」

※**レベル2:**新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができる

3:**一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない**

判断指標	数値(2月8日現在)	本県移行判断目安 (コロナ検査件数・インフル流行状況も考慮し、総合判断)		
		2	3	4
新規陽性者数(対人口10万人/週)	299.4人 (1,657人/55.3万人×10万人)	300人超/週	1,000人超/週	2,000人超/週
最大確保病床使用率	23.6% (83/351床)	概ね30%超	概ね50%超	概ね80%超
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床) <small>コロナ重症者数0人 (※)</small>	-	概ね50%超	概ね80%超
参考指標	数値(2月8日速報値)	※コロナ重症者:新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引きによる (ICUに入室 又は 人工呼吸器が必要な者)		
PCR陽性率(直近1週間)	17.2% (1,657人/9,642件)			

14

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが2/8（水）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
855	保育所	○	鳥取市	8名	2/3～7
856	鳥取県東部庁舎1階	○	鳥取市	6名	2/4～6
857	高齢者福祉施設	○	東伯郡	8名	2/1～8
858	認定こども園	○	米子市	13名	2/5～8

2 患者対応

陽性者は、施設内療養または在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

15

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（855例目）

保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者8名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- 保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、2/4（土）から一部のクラスを閉鎖している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参照し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。

16

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（856例目）

鳥取県東部庁舎 1 階

陽性者数	所在地
職員6名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、業務を継続している。

公表について（第7条）

- 施設名を公表する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。

17

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（857例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
入所者及び職員8名	東伯郡

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、最小限の範囲で運営を継続している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。

18

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（858例目）

認定こども園

陽性者数	所在地
園関係者13名	米子市
まん延防止のための措置（第6条）	
・ 保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、2/8（水）一部のクラスを閉鎖し、2/9（木）から感染防止対策を行い、再開している。	
公表について（第7条）	
・ 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参照し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。	

19

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用者その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用者その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用者その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参照するものとする。

20

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わぬ、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることがないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<こころとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター		0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392

21